

# 認定NPO法人制度が改正されました

平成 20 年 5 月 国税庁

- 平成 20 年度税制改正において、認定NPO法人制度が改正されました。■■■  
■■■この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に行う申請から適用されます。■■■

## 改正のポイント

### 1 認定の有効期間の延長

改正前 2年 → 改正後 5年

※平成 20 年 3 月 31 日以前に申請書を提出している場合は、認定の有効期間は 2 年となります。

### 2 パブリック・サポート・テスト（PST）に関する要件の見直し

#### ○ 実績判定期間における PST の割合

5分の1以上とする特例（原則3分の1以上）の適用期限を

平成 23 年 3 月 31 日まで 3 年延長

#### ○ 実績判定期間内の各事業年度における PST の割合

改正前 10分の1以上 → 改正後 廃止

#### ■■ パブリック・サポート・テスト（PST）の割合とは ■■

経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合のことをいいます。

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

※ 今回の改正により、PST の割合は、実績判定期間における割合のみで判定することとなります。

→ 「経常収入金額」及び「寄附金等収入金額」については、4 頁目の「PST に関する改正のポイント」に掲載しています。

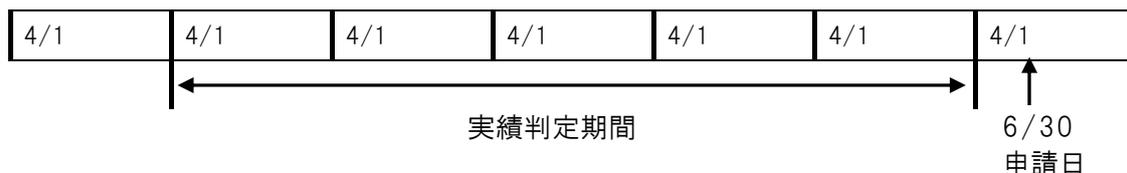
○ **実績判定期間**（認定の有効期間の延長に合わせて、実績判定期間が延長されました。）

改正前 **2事業年度**  改正後 **5事業年度**

■■ **実績判定期間とは** ■■

当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間のことをいいます。

【例】事業年度：4/1～3/31



※ なお、設立以後5年未満のため実績判定期間が5事業年度存在しない法人の場合には、設立の日から直前に終了した事業年度終了の日までの期間が実績判定期間となりますので、申請書を提出しようとする日を含む事業年度開始の日において、設立以後1年を超える期間が経過していれば申請を行うことができます。

○ **受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額**

① 同一の者からの寄附金の合計額のうち受入寄附金総額の

改正前 **100分の5相当額を超える部分の額**



改正後 **100分の10相当額を超える部分の額**

※ 特定公益増進法人又は認定NPO法人からの寄附金については、受入寄附金総額の100分の50相当額を超える部分の額となります。

② 社員からの寄附金

**その親族等<sup>注1</sup>からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定は、**

**適用しない。**

➡ 具体例については、4頁目の「PSTに関する改正のポイント」に掲載しています。

注1：その配偶者及び三親等以内の親族並びに当該社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者など特殊の関係のある者のことをいいます。

○ 総収入金額から除かれる国等からの補助金又は委託の対価

改正前 国、地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関からの  
補助金又は委託の対価が対象



改正後 上記に**一定の独立行政法人<sup>注2</sup>、地方独立行政法人、国立大学法人  
及び大学共同利用機関法人**からの補助金又は委託の対価を**追加**

注2：法人税法別表第一に掲げる独立行政法人のことをいいます。

○ 小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）

PSTの割合を**5分の1以上**に引き下げた（改正前3分の1以上）上で、

適用期限を**平成23年3月31日**まで3年延長

■■ 小規模法人とは ■■

次の要件を満たす法人をいいます。

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$$

かつ

$$\begin{array}{l} \text{実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が} \\ \text{3,000円以上である寄附者（役員、社員を除きます。）の数} \end{array} \geq 50 \text{人}$$

### 3 運営組織に関する要件の見直し

社員の親族等及び特定の法人に係る要件<sup>注3</sup>を**廃止**

※ 今後は、**閲覧事項<sup>注4</sup>**として各社員の親族割合及び特定法人等割合のうち、それぞれ最も高いものについて、所定の書類に記載していれば足りることとなります。

注3：改正前においては、「社員の総数のうちに親族等の数の占める割合」及び「社員の総数のうちに特定の法人並びに当該法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等の数の占める割合」は、いずれも3分の1以下であることという要件を満たしている必要がありました。

注4：認定NPO法人は、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、事業報告書などの書類を閲覧させることとされています。

## PS Tに関する改正のポイント

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5} \left( \text{原則 } \frac{1}{3} \right)$$

実績判定期間内の各事業年度におけるPS Tの割合

$$\frac{1}{10} \quad \text{廃止}$$

平成23年3月31日まで延長

$$\frac{\text{受入寄附金総額} + \text{社員の会費}^* - \text{控除金額 A}}{\text{総収入金額} - \text{控除金額 B}}$$

※ 一定の要件を満たす場合は、一定額を算入

### 控除金額 A

① 一者当たり基準限度超過額

【例】受入寄附金総額が500万円の法人が、同一の者\*から60万円の寄附金収入がある場合

◎改正前

$$500 \text{万円} \times 5\% = 25 \text{万円}$$

$$60 \text{万円} - 25 \text{万円} = 35 \text{万円} \quad \leftarrow \text{基準限度超過額 (控除金額)}$$

◎改正後

$$500 \text{万円} \times 10\% = 50 \text{万円}$$

$$60 \text{万円} - 50 \text{万円} = 10 \text{万円} \quad \leftarrow \text{基準限度超過額 (控除金額)}$$

※ 役員~~又は社員~~からの寄附金については、その親族等からの寄附金を合算の上、基準限度超過額を計算する必要があります。

② 1,000円未満の少額寄附金

今回の改正で削除

③ 匿名寄附金

### 控除金額 B

① 国等の補助金等

今回の改正で追加

② 国等からの委託の対価

国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、

③ 1,000円未満の少額寄附金

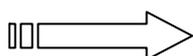
国立大学法人、大学共同利用機関法人、我が国が加盟している

④ 匿名寄附金 等

国際機関

認定申請に関してご相談のある方は、各国税局の法人課税課審査企画係にお尋ねください。

また、認定NPO法人制度の概要及び認定NPO法人名簿等を国税庁ホームページに掲載しています。



<http://www.nta.go.jp>